

地域再生に資する施策の評価

令和4年3月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

| | | |
|----|---|----|
| 1. | はじめに | 1 |
| | (1) 本評価の背景と目的 | 1 |
| | (2) 今年度の評価の視点 | 2 |
| 2. | 令和2年・令和3年調査を踏まえた調査の分析結果及び政策への反映の方向性 | 3 |
| | (1) 人口規模・地域による違いについて | 3 |
| | (2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について | 14 |
| 3. | 評価のまとめと次年度に向けた課題 | 18 |
| | (1) 小規模団体への支援 | 18 |
| | (2) コロナ禍・アフターコロナへの対応への支援 | 19 |

1. はじめに

(1) 本評価の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものである。

地域再生基本方針において、地域再生本部は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行い、当該認定制度等の内容について必要な見直しを行うこととされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成 26 年以降は、

- ・ 平成 26 年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善・平成 27 年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
- ・ 平成 28 年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
- ・ 平成 30 年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
- ・ 令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等

を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成 17 年の制度創設から 10 年以上が経過した近年においても継続的な制度活用がなされ、令和 3 年 1 2 月末までの間に累計 9,933 件の地域再生計画の認定が行われた。特に、平成 28 年度以降は、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、年度平均で 1213 件（平成 17～27 年度の年度平均認定件数は約 124 件）の地域再生計画が認定された。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、同制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関する事項について評価を行うものである。

【参考】地域再生基本方針（抜粋）（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

（2）今年度の評価の視点

令和2年度及び令和3年度調査結果に関して、評価検討会の委員からの指摘等も踏まえ、地域再生計画作成に対する姿勢について、①人口規模・地域による違い、②新型コロナウイルス感染拡大による計画への影響といった観点から分析を行った。

①人口規模・地域による違いについては、認定計画ごとに「人口規模（2種類）」や「計画作成（代表）団体の属性」、「単独計画/連携による計画の種別」、「連携の種類（水平/垂直¹等）」の分類を行い、クロス集計を行うことにより、分析を行った。

また、②新型コロナウイルス感染拡大による計画への影響について、人口規模や認定計画に関するアンケート調査結果等から分析した。

¹ 「横断型連携」は、都道府県同士または市区町村同士による連携、「都道府県・市区町村連携」は、都道府県と市区町村の連携

2. 令和2年・令和3年調査を踏まえた調査の分析結果及び政策への反映の方向性

(1) 人口規模・地域による違いについて

<調査分析の視点>

今年度の調査対象「令和3年3月31日時点で活用されている計画（当該時点で計画期間が終了するものを含む）6,144計画」について、計画の作成団体の属性や連携体の場合の連携方法等について、①人口規模による違い、②地域による違い、の観点から分析を行った。

計画策定に対する姿勢としては、地域による特徴がみられる可能性がある。また、人口規模が比較的小さい地方公共団体では、職員のマンパワーや計画策定ノウハウの不足により、計画策定に消極的にならざるを得ないなどの事情や、小規模な地方公共団体であっても、他の地方公共団体と連携することにより、マンパワーや計画策定のノウハウの不足を補うことができるか可能性もあると考えられる。

といった仮説のもと、分析を行った。

<調査分析の結果>

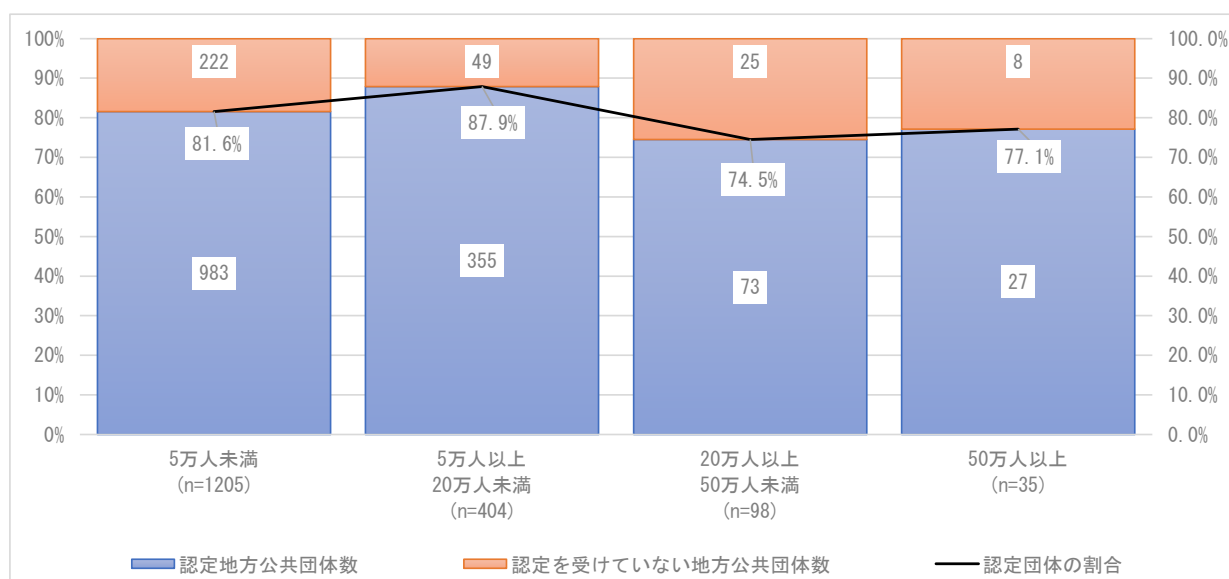
① 認定（計画作成）地方公共団体の人口規模の分布状況

計画作成地方公共団体の全市区町村に対する割合を人口規模別にみると（図表1）、「5万人以上20万人未満」が87.9%で最も多くなっており、「5万人未満」が81.6%、「50万人以上」が77.1%、「20万人以上50万人未満」が74.5%となっており、比較的人口規模の小さい市区町村で計画認定されている。

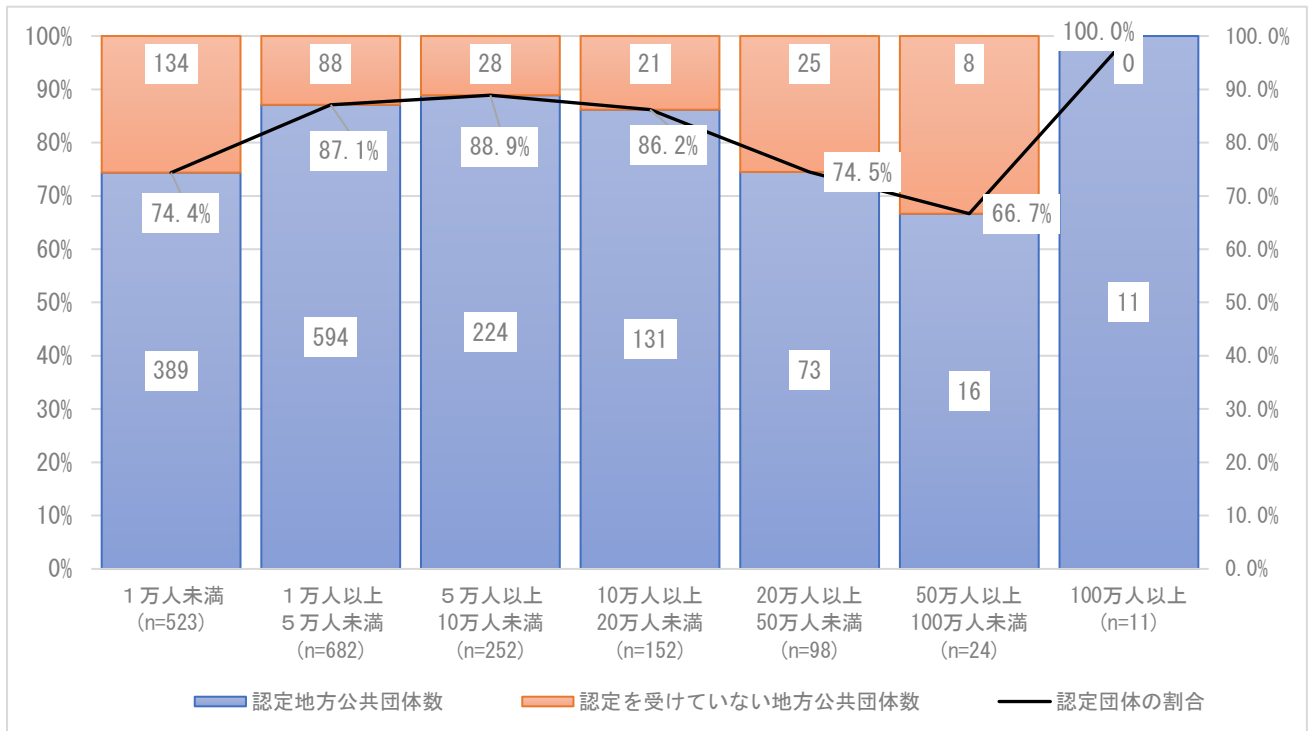
しかし、人口規模を細分化（図表2）してみると、「100万人以上」で100%となっているが、それ以外では「5万人以上10万人未満」の88.9%が最も多く、「1万人未満」（74.4%）、「50万人以上100万人未満」（66.7%）の市区町村が比較的低くなっている。

特に小規模な地方公共団体の実数では、134団体が未作成となっており、職員数が少なく、ノウハウの蓄積も少ないため、計画の作成が難しいのではないかと考えられる。

図表1 認定地方公共団体の人口規模別の分布（認定市区町村等数／全市区町村数）



図表 2 認定地方公共団体の人口規模（細分化）別の分布状況



② 人口規模別計画作成主体

計画作成主体について「単独／連携」でみると、「50万人未満」の地方公共団体では大部分が「市区町村単独」で作成しているが、「50万人以上」では「市区町村単独」は217計画(11.8%)に留まっており、「連携」している地方公共団体が554計画(30.0%)ある(図表3)。

その連携の形態をみると、「同一都道府県内」での連携が541計画とほとんどを占め(図表4)、そのうち都道府県が代表となって、同一都道府県内の市区町村と一体で進める「都道府県・市区町村連携」が(536計画)と大半を占めている(図表5)。

このような連携では、都道府県がリーダーシップを発揮したり、調整役を務めたりしていることがうかがえる。

図表 3 人口規模別計画作成主体

| 人口規模 | 計画作成団体の種類 | | | |
|--------------|-----------|------|------|------|
| | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | 連携 |
| 5万人未満 | 2691 | - | 2619 | 72 |
| | 100.0 | - | 97.3 | 2.7 |
| 5万人以上20万人未満 | 1266 | - | 1198 | 68 |
| | 100.0 | - | 94.6 | 5.4 |
| 20万人以上50万人未満 | 343 | - | 321 | 22 |
| | 100.0 | - | 93.6 | 6.4 |
| 50万人以上 | 1844 | 1073 | 217 | 554 |
| | 100.0 | 58.2 | 11.8 | 30.0 |
| 全体 | 6144 | 1073 | 4355 | 716 |
| | 100.0 | 17.5 | 70.9 | 11.7 |

図表 4 人口規模別連携形態

| 人口規模 | 単独－連携の種別 | | | | |
|--------------|----------|------|-----------|-------------|-------------|
| | 合計 | 単独 | 同一都道府県内連携 | 隣接地方公共団体間連携 | 遠隔地方公共団体間連携 |
| 5万人未満 | 2691 | 2619 | 52 | 9 | 11 |
| | 100.0 | 97.3 | 1.9 | 0.3 | 0.4 |
| 5万人以上20万人未満 | 1266 | 1198 | 57 | 7 | 4 |
| | 100.0 | 94.6 | 4.5 | 0.6 | 0.3 |
| 20万人以上50万人未満 | 343 | 321 | 17 | 3 | 2 |
| | 100.0 | 93.6 | 5.0 | 0.9 | 0.6 |
| 50万人以上 | 1844 | 1287 | 541 | 12 | 4 |
| | 100.0 | 69.8 | 29.3 | 0.7 | 0.2 |
| 全体 | 6144 | 5425 | 667 | 31 | 21 |
| | 100.0 | 88.3 | 10.9 | 0.5 | 0.3 |

上段：計画数/下段：%

図表 5 人口規模別連携の種類

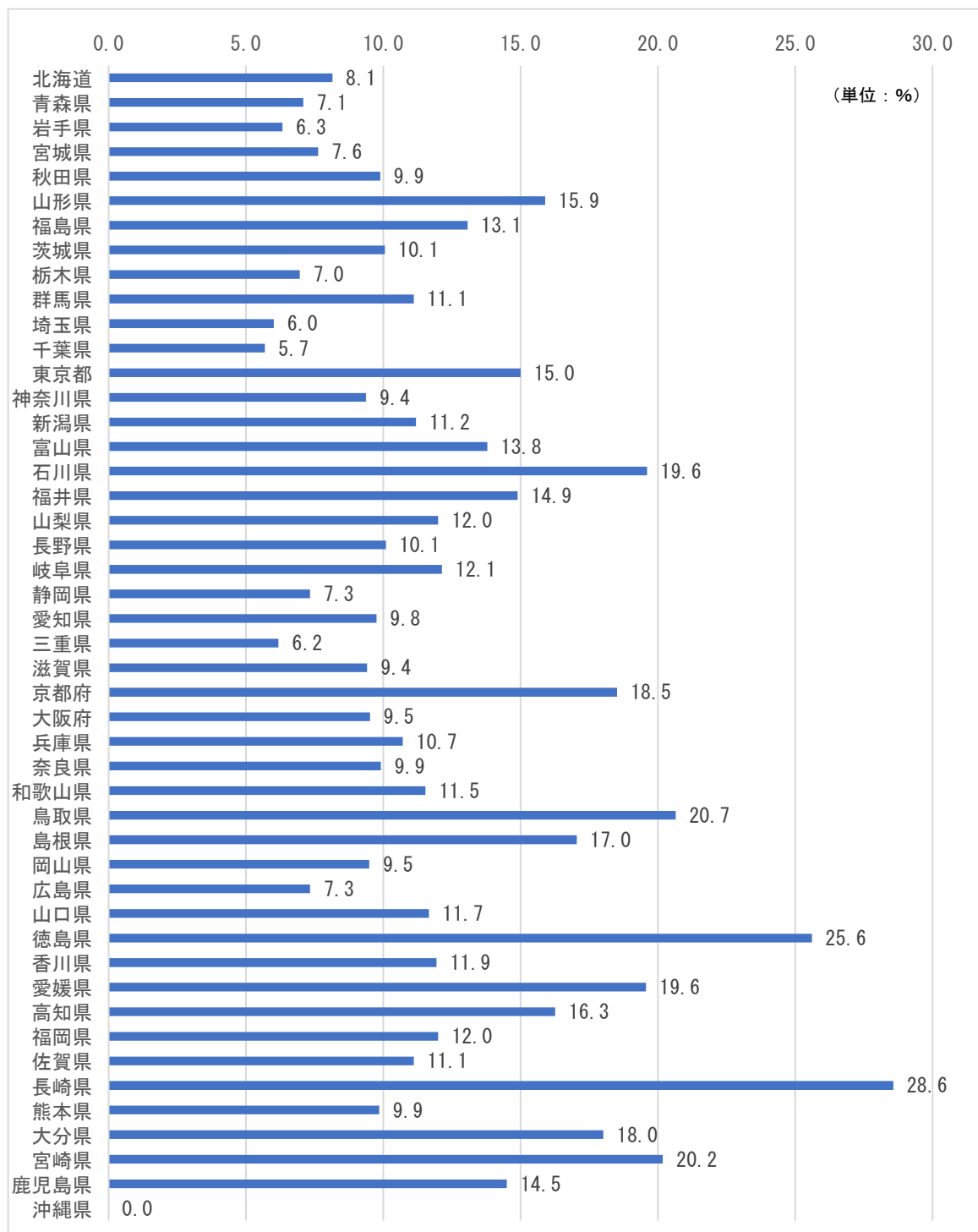
| 人口規模 | 連携の種類 | | | | |
|--------------|-------|------|-------------|-------------|-------------|
| | 合計 | 単独 | 横断型連携（都道府県） | 都道府県・市区町村連携 | 横断型連携（市区町村） |
| 5万人未満 | 2691 | 2620 | - | 2 | 69 |
| | 100.0 | 97.4 | - | 0.1 | 2.6 |
| 5万人以上20万人未満 | 1266 | 1198 | - | 1 | 67 |
| | 100.0 | 94.6 | - | 0.1 | 5.3 |
| 20万人以上50万人未満 | 343 | 321 | - | 1 | 21 |
| | 100.0 | 93.6 | - | 0.3 | 6.1 |
| 50万人以上 | 1842 | 1288 | 7 | 536 | 11 |
| | 100.0 | 69.9 | 0.4 | 29.1 | 0.6 |
| 総計 | 6142 | 5427 | 7 | 540 | 168 |
| | 100.0 | 88.4 | 0.1 | 8.8 | 2.7 |

上段：計画数/下段：%

③ 都道府県別連携した計画の割合

連携した計画の割合を代表団体の属する都道府県別にみると、「長崎県」が 28.6%で最も高くなっており、「徳島県」が 25.6%、「鳥取県」が 20.7%、「宮崎県」が 20.2%などと続いている。一方、沖縄県では連携した計画はなく、「千葉県」、「埼玉県」、「三重県」などでも連携した計画は少なくなっている（図表 6）

図表 6 都道府県別連携した計画の割合

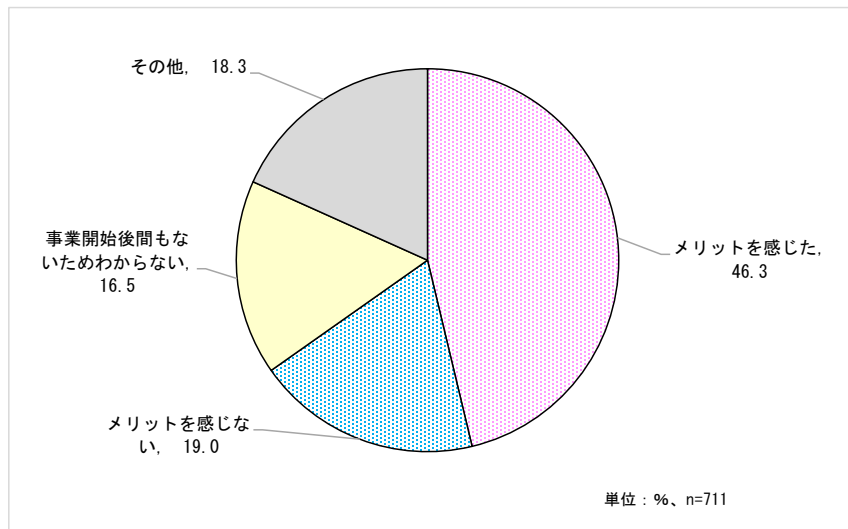


④ 広域連携

アンケートにおいて、広域連携事業を行うことによるメリットについて尋ねたところ、「メリットを感じた」が半数近くに上り、「メリットを感じない」の19.0%と比較して大きく上回っている（図表7）。「その他」としては、以下のような記述があった。

- ・ それぞれの自治体の特色をいかした事業展開を図ることで、広域的にインバウンドへの受け入れ体制を確立することができ、広域連携により幅広いPRが可能となる。
- ・ 共通のシステムを利用することで、スケールメリットによるコスト抑制につながる。
- ・ 各自治体の持つ地域資源を生かし、新たな国内観光需要喚起やビジネス、教育などの新分野開拓を観光地域づくり法人（DMO）と一体となって推進できる。
- ・ 事業の対象である大学生が、連携自治体の様々な魅力に触れ、地域の個性的な優良企業を知る機会を得られていること。
- ・ 単独自治体で取り組むより費用対効果やノウハウの蓄積が図られた。
- ・ 市内外ネットワークの強化及び観光施策を中心とし、定住化にもつながる郷土教育、創業、雇用施策、交通施策、広域連携施策の一体性を有する取組となる。
- ・ 同じ目標に向かって事業を遂行するにあたり、時にはお互いに同じ目線で協議することができ、大変有意義であった。

図表7 広域連携事業を行うことによるメリット



そこで、広域連携を行っている自治体を対象にヒアリング調査を行った。ヒアリング調査を行った事例は、下記の事例である。

【隣県連携】

- 鳥取県米子市、鳥取県境港市、島根県松江市、島根県出雲市：
「山陰まんなかインバウンド推進プロジェクト」
- 大阪府岬町、兵庫県洲本市：
「大阪湾をつなぐ！広域型サイクル・ツーリズム計画」
- 愛媛県西条市、愛媛県久万高原町、高知県大川村、高知県の町：
「石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業」

【遠隔連携（都道府県境が接していない）】

- 大阪府高石市、奈良県田原本町、鳥取県湯梨浜町、福岡県飯塚市：
「飛び地自治体連携による若者から 90 歳代の後期高齢者のすべてが生きがいを持って過ごせるための健幸まちづくり事業」
- 北海道芽室町、秋田県大館市及び三重県いなべ市：
野遊び S D G s の推進

その主な回答をまとめると以下のとおりである。

○ 広域連携事業をするに至った背景・経緯

- ・ 類似の政策目標を掲げ、取り組んできていたが、限られた資源の中で、より効率的に事業に取り組むため、行政の枠を超えた連携による多面的な取り組みの必要性が高まった。
- ・ 国立大学の研究室が開発した共通の I C T システムを利用することにより、初年度からスケールメリットによるコストの抑制につながることから、連携に至った。
- ・ 共通する地域資源を活用した相乗効果を狙って連携に至った。

○ 組織や事業運営において工夫している点

- ・ 事業実施にあたっては、委員・オブザーバーとして参画している専門家や大学教員等の専門的知見を活用している。
- ・ 国や府県が参画する協議会を定期的を開催して、事業効果の測定や成果報告を行って連携を深めている。
- ・ 市長会が中心となり広域連携事業の連絡調整を行い、円滑に事業を実施している。

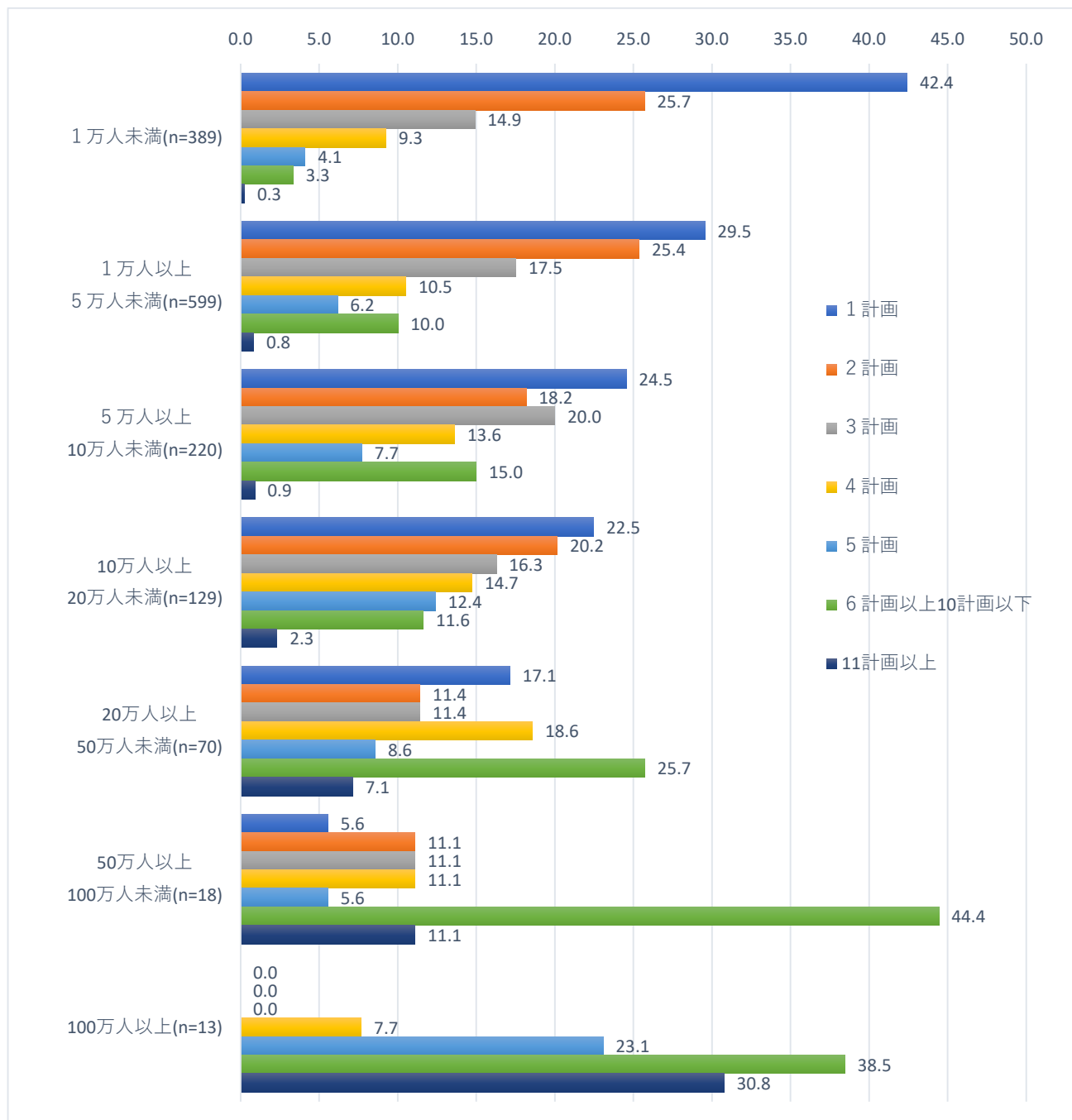
○ 広域連携によるメリット

- ・ 自治体の枠に囚われない広域の資源の活用により、エリア全体としてのブランド力が向上した。
- ・ 情報発信窓口の統一により、情報発信力が強化されるとともに、利用者の利便性が向上した。
- ・ 財政規模が小さい自治体では採用が難しいことでも、連携することによりコストをシェアすることが可能となった。
- ・ 広報活動など、事務負担や経費負担の軽減につながっている。
- ・ 地域の資源を補い合うことにより、単独ではとりこぼしていたような、ニーズを拾い上げることができ、マーケットを共有できる。

⑤ 人口規模別計画数

「市区町村単独」で作成した計画（4,355計画）に限って、市区町村ごとの計画数について人口規模別にみると、人口規模が小さい団体ほど、計画数が少ないところが多くなっている（図表8）。

図表 8 市区町村の人口規模別計画数

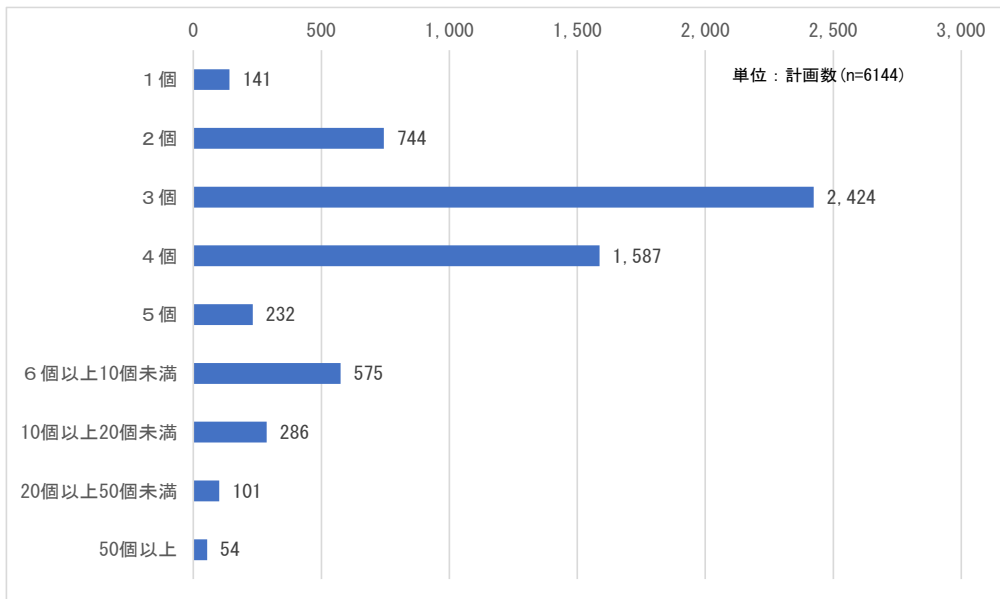


⑥ 計画における目標について

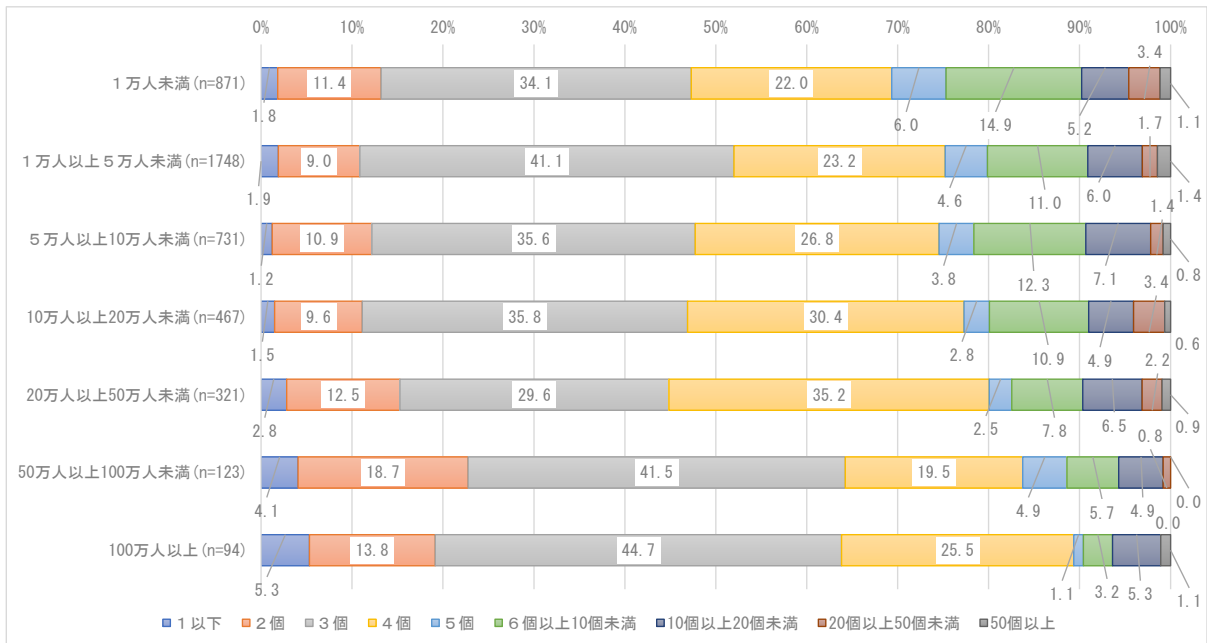
調査対象となっている計画に示されている「目標」は合計で 21,987 個あり、計画別に項目数を見ると、「3 個」が 2,424 計画で最も多く、「4 個」が 1,587 計画、「2 個」が 744 計画などと続いている。一方、「50 個以上」の目標項目がある計画が 54 計画あり、最大では 206 個の目標が示されている計画もあった（図表 9）。

これを「市区町村単独」で作成した計画（4,355 計画）に限って、人口規模別にみると、比較的人口規模の小さい団体ほど、1つの計画に掲げている目標の数が多くなっている（図表 10）。

図表 9 計画に示されている「目標」の項目数



図表 10 人口規模別市区町村単独計画に示されている「目標」の項目数



以上のように、集計の結果、比較的人口規模の小さい団体ほど、1つの計画に掲げている目標の数が多くなっている結果が読み取れた。

そこで、比較的人口規模の小さい団体においては、1つの地域再生計画に複数の事業を入れ込み、目標数が多くなっているのではないかと仮説をたて、アンケート回答計画のうち、目標数10個以上の地域再生計画について、個々に計画本文に掲載されている事業数をカウントし、人口規模とのクロス分析を試みた。

その結果、事業数の平均が「5万人未満×目標10個以上」(n=31)においては、18.3件(事業/地域再生計画)あるのに対し、「50万人以上×目標10個以上」(n=11)では5.0件(事業/地域再生計画)となった。

アンケートから抽出した計画に関しては、比較的人口規模の小さい団体ほど、1つの計画に多くの事業を盛り込んでおり、結果として目標数が多くなっているのではないかと推察される。

図表 11 人口規模別目標個数別市区町村単独計画に示されている事業数（平均）

| 人口規模 \ 目標数 | 1個 | 10個以上 |
|------------|-------|-------|
| | 5万人未満 | 2.0 |
| n値 | 37 | 31 |
| 50万人以上 | 0.0 | 5.0 |
| n値 | 10 | 11 |

⑦ 計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の有無

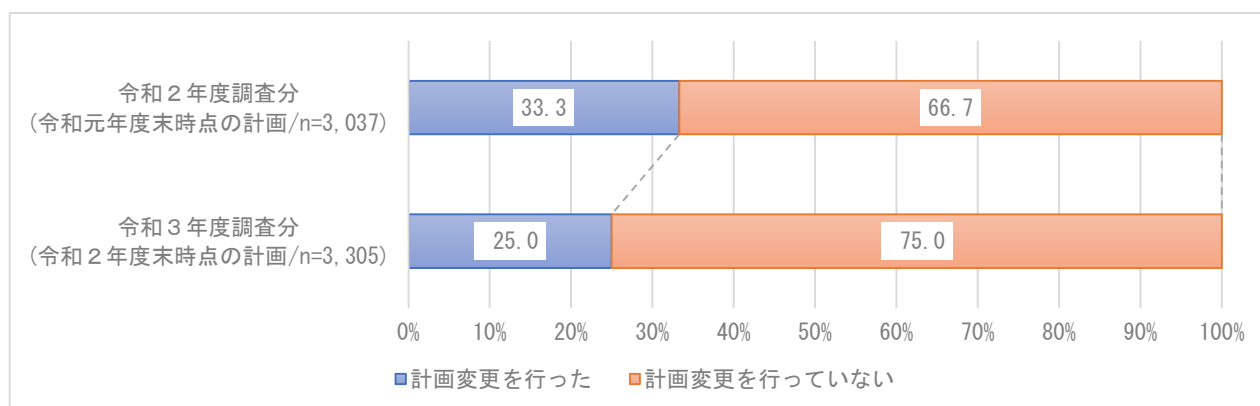
計画の事業の見直し等による改善状況で、「事業内容の見直し等を行った」旨の回答があった計画について、「計画の変更の有無」を尋ねたところ、「計画変更を行った」が 25.0%で、前（令和2）年度の 33.3%と比較して、8ポイント以上低下している（図表 12）。

これは、コロナ禍の影響を考慮して、オンラインの活用やターゲットの変更など、計画の範囲内で方法や手段等を工夫することによって対応できるといったようなことが理由となっているとも考えられる。

「計画変更を行っていない」理由として具体的には、以下のような記述があった。

- ・ 集客力のあるイベント・セミナーを企画し、WEB 配信やアーカイブ配信をすることで、新規登録者数増をめざすとともに、コロナ禍においても求職者と企業が出会えるマッチングの場を、WEB を併用し引き続き提供していくこととし、計画の変更は行わない。
- ・ 対面で行っていたイベントなどについて、SNS 等を活用した情報発信、コロナ禍における説明会等のオンライン開催などへの手法を工夫することによる計画の変更は行っていない。
- ・ 新型コロナウイルス拡大前は誘客のターゲットを都市圏や海外の方にしていましたが、渡航制限や移動制限などにより誘客が難しくなり、ターゲットを近隣地域に変更して事業を実施することにより、計画の変更までは必要ない。
- ・ 新たな生活様式や働き方改革により、今後需要が増えると考えられるワーケーションに対応できるよう、受け入れる環境を整備することにより、計画変更までは必要ない。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により訪日外国人観光客が激減したことから、アフターコロナを見据え、体験型ツアーコンテンツの造成やガイドの育成などの受入環境整備、ホームページ掲載の観光モデルコース掲載や多言語化 SNS による情報発信に注力するなど、手法を工夫することにより計画の変更は行っていない。

図表 12 計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の有無



＜政策への反映の方向性＞

人口規模が小さい地方公共団体ほど、計画数が少ないところが多くなっており、1つの計画で取り組む事業の数が多くなっていることから、規模の小さい地方公共団体では、計画数を増やすのではなく、1つの計画にできるだけ多くの事業を盛り込むようにしていると推察される。

このことから小規模な地方公共団体では、職員のマンパワーが少ないにもかかわらず、事業内容や目標管理が多岐にわたり、ひとりのスタッフにかかる負荷が大きくなり、過度な負担を抱えることになると推察される。

一方、地域の資源を補うことやハード面とソフト面の役割分担を行う、互いの交流人口を増やすことなどを目的に、複数の地方公共団体が連携して事業を推進する「連携」による計画が11.7%ある。その中でも、連携に「メリットを感じた」という回答が半数近くを占めており、都道府県が代表となって、同一都道府県内の市区町村と一体となって遂行する計画も多くなっている。

連携するためには、都道府県がリーダーシップを発揮することや、調整役を務めていることがうかがえる。単独で計画を作成することが難しい小規模な地方公共団体には、都道府県による声掛けや連携に関する助言、調整などにより、取組が促進される可能性があると考えられる。また、連携の事例を調査する中で、民間企業が中心となり連携を行っているものも見られた。このように官民連携によって、取組が促進される可能性もあると考えられる。

小規模な市区町村では、アンケートにおいて申請書類の簡素化を望む意見が多くなっており、規模の小さい市区町村では計画の認定申請に係る職員の負担が重くなっていることの影響もあるものと思われることから、認定申請の書類の簡素化や丁寧な説明、国や都道府県への相談がしやすいようにするなどが求められている。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

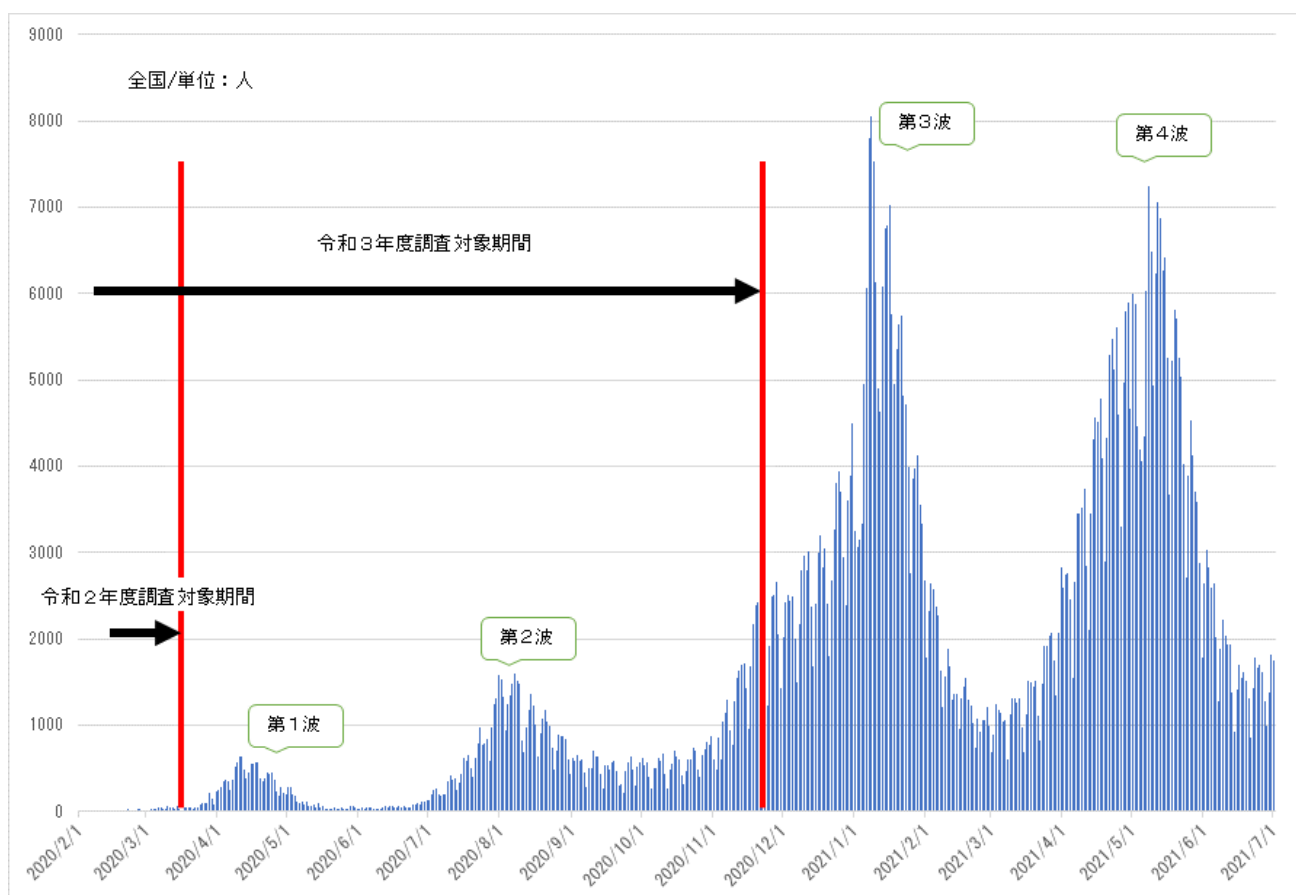
<調査分析の視点>

新型コロナウイルス感染が拡大し始めてから2年以上経過し、緊急事態宣言の発出や数度のまん延防止等重点措置などにより、人の往来の抑制やイベント開催の制限、飲食店での人数制限などがなされ、テレワークが促進され働き方が変わるなど、社会生活に様々な変化があり、地域再生計画に対しても大きな影響が出ているものと思われる。

そういった観点から、新型コロナウイルス感染拡大の影響がどのように出て、どのような対応がなされているかについて分析した。

因みに、我が国における新型コロナウイルス感染者数の推移をみると、図表13のとおりである。

図表 13 新型コロナウイルス感染者数の推移



出所：厚生労働省ホームページ「オープンデータ」より作成

① 計画の目標達成見込み

計画目標の達成見込み、各年度目標に達成されていない理由、計画認定の申請の難易度等に関して、地方公共団体を対象としたアンケート調査結果を人口規模別に分析する。

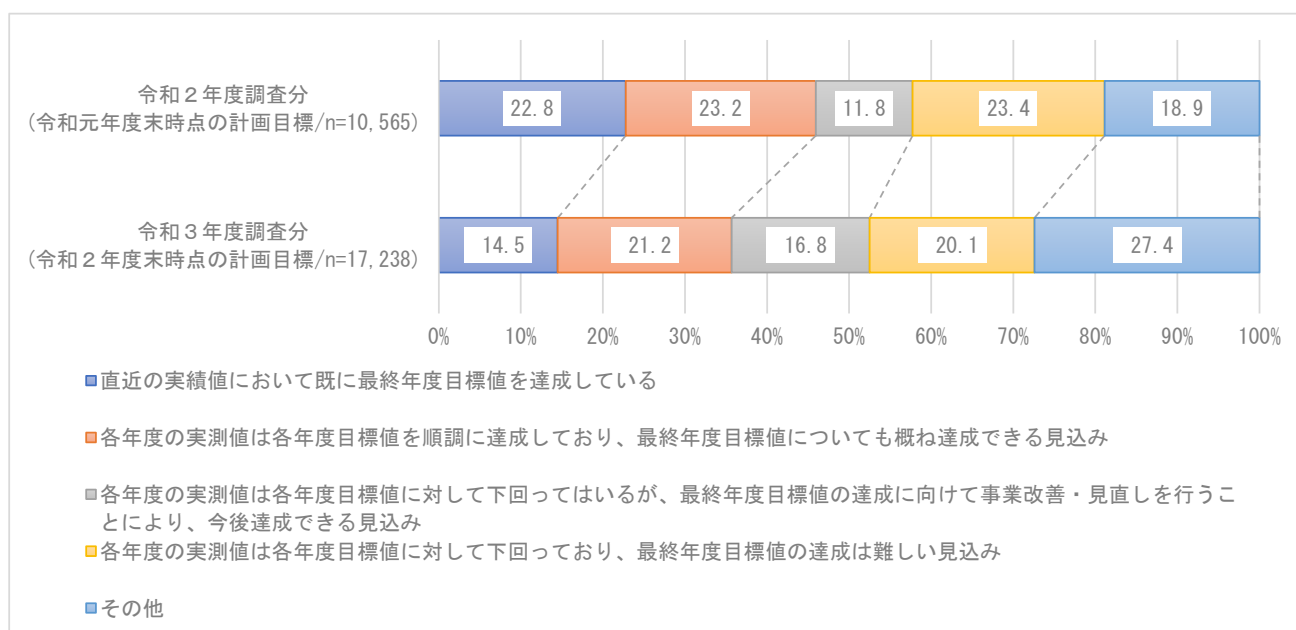
計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みについて尋ねたところ、「直近の実績値において既に最終年度目標値を達成している」が 14.5%、「各年度の実測値は各年度目標値を順調に達成しており、最終年度目標値についても概ね達成できる見込み」が 21.2%、「各年度の実測値は各年度目標値に対して下回ってはいるが、最終年度目標値の達成に向けて事業改善・見直しを行うことにより、今後達成できる見込み」が 16.8%となっており、過半数が達成または達成見込みとなっている。

これを昨年度（令和2）調査結果と比較すると、「達成している」が 22.8%から 14.5%に大きく低下しており、「その他」が 18.9%から 27.4%に大きく拡大している（図表 14）。

「その他」の具体的記述が多いものとしては、以下のようなものがあり、新型コロナウイルス感染拡大の影響が少なからずあることがうかがえる。

- ・（計画途中のため）実測値未測定のため不明（987件）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で不透明（783件）
- ・未測定であるが、達成見込み（214件）

図表 14 計画の目標達成見込み



② 新型コロナウイルス感染拡大による計画への影響

新型コロナウイルス感染拡大による計画への影響については、「目標達成が遅れる可能性がある」及び「目標達成が困難になる可能性がある」を合わせると、人口の規模に関わらず負の影響が7割以上に上っている（図表 15）。

理由としては、以下のようなことが自由記述にあった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大が1つの要因となり、モデル事業が延期となった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、イベントやセミナー等を一部中止した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人の移動制限が行われたことなどにより合宿数が減少し、目標達成に大きな影響があった。
- ・ 感染症の拡大による景気悪化の影響を受けて創業・起業に至らなかったケースもあった。
- ・ シンポジウムや勉強会など、本事業の成果の周知やマッチングの機会が十分に確保できない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、施設の休館や利用制限を実施した影響で、利用者数、使用料収入の減少につながった。

図表 15 新型コロナウイルス感染拡大による計画への影響

| 人口規模 | Q21 新型コロナウイルス感染症拡大による地域再生計画への影響 | | | | | |
|--------------|---------------------------------|----------------|-----------------|----------------|------------------|------------|
| | 合計 | 目標達成が早まる可能性がある | 目標達成への影響はほとんどない | 目標達成が遅れる可能性がある | 目標達成が困難になる可能性がある | その他 |
| 5万人未満 | 1849 100.0 | 10 0.5 | 355 19.2 | 713 38.6 | 670 36.2 | 101 5.5 |
| 5万人以上20万人未満 | 1052 100.0 | 3 0.3 | 185 17.6 | 464 44.1 | 328 31.2 | 72 6.8 |
| 20万人以上50万人未満 | 291 100.0 | 2 0.7 | 46 15.8 | 120 41.2 | 107 36.8 | 16 5.5 |
| 50万人以上 | 1309 100.0 | 11 0.8 | 367 28.0 | 465 35.5 | 347 26.5 | 119 9.1 |
| 全体 | 4501 100.0 | 26 0.6 | 953 21.2 | 1762 39.1 | 1452 32.3 | 308 6.8 |

上段:計画数/下段:%

③ 新型コロナウイルス感染拡大への対策

新型コロナウイルス感染拡大による影響はあるものの、以下のような取組を行うことにより、計画した事業の継続が図られている。中には、好影響が得られた事例もあった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症感染予防対策を徹底するとともに、イベント、セミナー、創業相談については、オンライン化を推進することにより、事業の継続を図る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した実施可能な策を検討し、効果的なPRを行うことはできているため、柔軟に対応しながら今後も継続した事業実施を行う。
- ・ コロナ禍による新たな生活様式、働き方改革等に対応できるようプログラムメニューの開発、実施を行う。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえて内容の見直しを行っている。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響から、田園回帰が高まり、就農相談件数が大幅に増加した。新規就農への興味、関心は、今後も継続的に見込まれることから、KPI の上方修正を行う予定。

＜政策への反映の方向性＞

新型コロナウイルス感染拡大による影響は小さくないため、アフターコロナへの対応としてのオンライン化の推進や働き方改革への対応、計画内容の見直しなど、工夫している地方公共団体もある。これらの取組について、各地方公共団体へ周知を行うなどの横展開を行っていくことが必要であると考えられる。

3. 評価のまとめと次年度に向けた課題

以上より、評価のまとめと次年度に向けた課題として、以下のようなことが考えられる。

(1) 小規模団体への支援

小規模な地方公共団体では、職員のマンパワーが少ないにもかかわらず、事業内容や目標管理が多岐にわたり、ひとりのスタッフにかかる負荷が大きくなり、過度な負担を抱えることになることと推察される。また、小規模な地方公共団体においては、地域再生計画を作成していない団体も多くあることが分かった。今後このような団体については調査を行う必要があると考える。

小規模な地方公共団体において、地域再生計画の作成においてはマンパワー不足等の事情があると思われるが、実際にはどのようなことがボトルネックとなっているのか、どのような支援を必要としているのか等を把握し、必要な支援を検討する必要がある。

(2) 広域連携への支援

地域の資源を補うことやハード面とソフト面の役割分担を行う、互いの交流人口を増やすことなどを目的に、複数の地方公共団体が連携して事業を推進する「連携」による計画が11.7%あり、「連携」に「メリットを感じた」という回答が半数近くを占めている。都道府県が代表となって、同一都道府県内の市区町村と一体で進める「都道府県・市区町村連携」の計画が多くなっている。

広域連携のメリットとしては、以下のようなものがある。

- ・ 各地方公共団体の特色をいかした事業展開で、幅広いPRが可能
- ・ 地域の個性的な優良企業を知る機会の拡大
- ・ 共通システムの利用によるスケールメリットによるコスト抑制やノウハウの蓄積
- ・ 分野を越えた施策の一体化、等

以上のように、地方公共団体の枠に囚われない広域の資源を活用することにより、エリア全体としてのブランド力の向上や情報発信窓口の統一による情報発信力の強化、広報活動など、事務負担や経費負担の軽減につながっており、財政規模が小さい自治体では採用が難しいことにも取り組むことができる。

これら広域的な連携の持つメリットについて、小規模な自治体に対してより広く周知し、地域再生計画の作成につながるよう、国や都道府県から支援することが必要と考えられる。

そこで、継続してホームページを活用した好事例の紹介、説明会の開催、都道府県からの地域再生計画作成の声掛け等を促進や、民間企業が中心となった連携の事例など、周知活動の拡充が課題と考えられる。

さらに、広域連携により作成された地域再生計画については、計画の認定段階においてより高い評価を行うなど、インセンティブが働く仕組みを検討することが望ましいと考える。

同時に、広域連携には、地方公共団体間の取組に対する温度差や政策変更リスクなど、広域連携固有の課題も存在することから、リスクへの対応策の検討も必要と考えられる。

(3) コロナ禍・アフターコロナへの対応への支援

新型コロナウイルス感染拡大によるマイナスの影響は小さいものではないため、コロナ禍やアフターコロナへの対応について、幅広い支援措置を検討していく必要があると考えられる。具体的には、次のようなことが考えられる。

- ・ IT人材の確保などのDX²化や働き方改革の推進に対する助成の推進、今後の社会情勢にマッチした制度の検討
- ・ 期間延長や目標数値の変更等、計画内容の見直しの容認など、国や都道府県による柔軟な対応や支援

一方、新型コロナウイルス感染拡大による生活や社会の変化により、想定以上の成果を上げている計画もある。それらに関しては、事例紹介など情報発信を積極的に行い、横展開を図ることも課題となると考えられる。

(4) 官民連携について

今回の調査において、ヒアリングを実施するなかで「官民連携」を実施しているものが見られた。民間企業との連携により、多くの問題点を改善できる可能性があり、民間企業が大きな役割を果たしていくものとする。このような官民連携の事例について横展開を図る必要があると考えられる。

² DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること